

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定により、緊急事態措置の対象区域が縮小されたこと等を踏まえ、**大学及び高等専門学校における教育研究活動の実施に際しての留意事項等**をとりまとめましたので、お知らせいたします。関係各位におかれては、御一読をお願いいたします。

事務連絡

令和2年5月15日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた**大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等**について（周知）

令和2年5月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の改定が行われました。これまで、全都道府県が緊急事態措置の対象とされていたところ、当該改定により、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする等の変更がありました。

緊急事態措置の対象区域から外れることとなった地域にあっても、学校における感染拡大のリスクがなくなるものではないことから、本件対処方針の改定等を踏まえ、各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において、教育研究活動の実施手法や態様等を変更する場合でも、引き続き、万全の感染症対策を講じていただく必要があります。

つきましては、大学等における教育研究活動の実施に際して、感染拡大の防止のために御留意いただきたい事項等については、令和2年3月24日付高等教育局長通知「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」及び令和2年5月1日付事務連絡「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」等をもって、周知を行ってきたところですが、**状況の変化等も踏まえ、改めて下記のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。**

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置す

る地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

1. 大学等における授業の実施方法の変更について

各大学等においては、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）の実施等を通じて、学内や地域における感染拡大の防止と学生の学修機会の確保の両立に取り組んでいただいているところであるが、地域における感染症の発生状況や学生の状況等を踏まえ、**学生が通学する形で行われる対面での授業（以下「面接授業」という。）の開始・再開等について検討する場合は、各大学等が所在する都道府県等の衛生主管部局とも十分相談すること。**

また、**面接授業の実施を判断する場合でも、感染拡大の防止との両立には常に御留意いただく必要があります、たとえば、全ての授業を一斉に対面により実施するのではなく、一部の遠隔授業は継続して実施するなど、地域の感染状況等を十分に踏まえながら適切に配慮いただきたいこと。**

加えて、**授業の実施手法の変更等については、影響を受ける学生の状況にも十分に配慮しながら検討を行うとともに、当該変更等に関する情報の迅速かつ確実な伝達や、学生からの相談等への丁寧に対応に努めていただきたいこと。**

2. 面接授業の実施等における感染拡大の防止措置について

面接授業の開始等にあたっては、**3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避する対策が不可欠であり、引き続き、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意いただく必要があること。**その際、たとえば、学生の通学時間が通勤時間帯を避けられるよう、**授業の開始時間を変更することや、授業を分散して実施することなどの感染リスクを低減するための対策について検討いただきたいこと。**

また、面接授業の開始等を行う場合であっても、たとえば、**大学等の構内に不特定多数の者が出入りする状態を生じることのないよう配慮することや、施設の出入口に消毒液等を設置することなど、構内の衛生管理を徹底すること。**

なお、教育活動の中で感染拡大の防止のための配慮をいただくにあたっては、5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」も踏まえ、必要な措置を講じていただきたいこと（末尾参考URL参照）。

3. 研究活動の取扱いについて

大学における研究活動については、文部科学省において、「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」として、教職員や学生等が感染拡大の予防に努めつつ研究活動を実施するにあたっての留意点、工夫例等についてとりまとめており、添付資料を参照されたいこと（別添）。各大学等におかれては、対処方針や所在地の都道府県知事の要請等

を踏まえた対応を前提に、これらの留意点を参考にしつつ、研究活動を継続・再開いただきたいこと。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

○「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000629000.pdf>

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

○全体について

文部科学省高等教育局 高等教育企画課 (内2482)

E-mail: koutou@mext.go.jp

○国立大学について

文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課 (内3497)

E-mail: hojinka@mext.go.jp

○公立大学について

文部科学省高等教育局 大学振興課 (内3370)

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○私立大学について

文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課 (内2533)

E-mail: sigakugy@mext.go.jp

○高等専門学校について

文部科学省高等教育局 専門教育課 (内3347)

E-mail: senmon@mext.go.jp

○大学院教育について

文部科学省高等教育局 大学振興課 (内3336)

E-mail: daikaika@mext.go.jp

○実験動物について

文部科学省研究振興局 ライフサイエンス課 (内4366)

E-mail: life@mext.go.jp

○大学図書館について

文部科学省研究振興局 参事官 (情報担当) 付 学術基盤整備室 (内4079)

E-mail: jyogaku@mext.go.jp

○競争的研究費について

文部科学省研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室 (内3828)

E-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン

令和2年5月14日
文部科学省

5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が取りまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。」及び「社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされています。

また、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部で改定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）においては「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とされているところです。

上記を踏まえ、教職員や学生等が感染拡大の予防に努めつつ研究活動を実施するにあたっての留意点、工夫例等についてまとめましたので、各機関におかれましては、緊急事態宣言の対象地域、所在地の都道府県の方針に従うことを大前提としつつ、これらの留意点を参考にして、研究活動の継続・再開をお願いいたします。判断に迷った際は、所在地の都道府県の衛生部局等への御相談をお願いします。

なお、本ガイドラインは研究活動を遂行する上での留意点・工夫の例であり、研究活動は多種・多様ですので、各々の事情に応じて適切な管理体制の下に研究活動を再開・実施してください。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に伴う困難や研究活動の維持にあたって行っている工夫等があれば、随時、文部科学省へ情報共有をお願いします。

1. 最低限の研究活動維持について

所在地の都道府県（特定警戒都道府県等）から、施設の使用制限等の要請、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含めた在宅勤務やローテーション勤務の強力な推進に向けた働きかけ等がある場合は、当該要請等を踏まえた対応をお願いします。ただし、継続中の実験や研究については、例えば以下（ア）～（カ）のような場合において、最低限の研究活動維持に必要な教職員や学生等の施設内への立ち入りが必要となる場合があります。都道府県の知事（対策本部長）から施設の使用制限の要請がなされている場合には、当該要請の趣旨をよく確認し、必要に応じ都道府県の担当部局と十分に相談ください。また、施設内に立ち入る場合には、感染拡大防止や教職員等自身の健康に配慮した上で、研究活動を継続いただくようお願いします。また、その他の教職員等は可能な限り在宅で研究活

動を継続するなどの工夫を行っていただきますようお願いします。

- (ア) 研究に使用する生物（※）の維持・管理
 - (イ) 液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理
 - (ウ) 毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理
 - (エ) 研究に必要な基幹インフラ（実験施設・設備、情報システムなど）の稼働・維持・管理
 - (オ) 研究活動を継続する上での各種安全確保対策
 - (カ) その他法令等の義務の遵守等に必要な場合
- ※実験動物、遺伝子組換え生物（微生物、植物、動物）、病原性微生物の飼養及び保管は、関係法令等を踏まえ適切に実施してください。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、「政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。」とされているところであり、当該研究の推進については積極的な御対応をお願いします。

2. 研究活動の再開について

所在地の都道府県（特定警戒都道府県以外等）から、施設の使用制限等の要請の解除や緩和、業務再開に向けた考え方等が示された場合は、各機関において、以下の留意点・工夫例等を参考にして感染拡大の予防に最大限配慮しつつ、研究活動の再開・推進をお願いします。また、日常的な感染対策として、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」で示された「感染拡大を予防する新しい生活様式」も参照してください。

(1) 研究室・執務室等での活動（学生等の研究室活動を含む）について

- 一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）を徹底する。
 - ・ 会議はオンラインで実施（対面の場合は換気とマスク）
 - ・ 十分な対人距離の確保
 - ・ 水と石けんによる手洗いの徹底
 - ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
 - ・ マスクの着用（教職員、学生等及び入場者に対する周知）
 - ・ 施設の換気（実験等の性質も考慮しつつ、換気設備を適切に運転する、2つの窓を同時に開けるなど）
 - ・ 施設（ドアノブ・エレベータボタン等）の消毒
 - ・ 症状（発熱や風邪症状等）のある方の入場制限（検温の積極的実施、体調不良時の出勤回避、個人情報の取扱に十分注意しながら入場者等の名簿を適正に管理等）

- 在宅勤務（テレワーク）を推進し、研究スタッフが午前と午後で交替勤務を行う、あるいは曜日毎にローテーションで勤務を実施するなど、出勤者・出勤時間の合計を削減する。
- 押印や署名に代えてオンラインでの手続きを活用するなど、在宅勤務者に配慮して柔軟に対応する。
- 外部業者等との接触を減らすため、納品や検収の方法を柔軟に運用する。
- 共用ネットワーク環境を最大限活用する。（ネットワーク環境を保有していない人への開放等）
- 研究スタッフが他者との接触を極力避けられるエリアの設置など、可能な限り研究活動に専念できる環境を整備する。
- 外国人を含む海外在住研究者の雇用が予定されており、オンラインでの研究が可能な場合は、渡航制限解除まで雇用主の管理のもと現地での在宅勤務を可能とする措置を講じる。
- オンラインの活用にあたっては、情報セキュリティ対策にも留意する。

（２）実験施設・設備の利用について

オンラインを活用した研究活動、打合せ等を最大限実施しつつ、実験施設・設備を利用する場合は、以下の感染予防策を実施してください。

- 実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行う。
- 「三つの密」を避けるための運転計画、施設利用スケジュールを構築する。（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）
- 研究設備や備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を必要に応じて消毒する。また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくする。
- 安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、マスクの着用、フェイスシールドの着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。
- 単独で長時間の実験・施設利用を行う場合は、利用開始・終了の声掛けや記録、事故時の連絡手段の再確認など、万が一の事故に備えた安全対策を講じる。
- 実験動物、遺伝子組換え生物（微生物、植物、動物）、病原性微生物や放射性物質を使用する研究の場合、機関管理のもと、関係法令等を踏まえ適切に実施する。
- 設備の遠隔利用や研究代行等の取組を積極的に実施するとともに、機関内外の遠隔利用サービス等を積極的に利用する。
- 講義のオンライン化等に伴い空いている教室や実験・実習室等がある場合には、それらを積極的に活用する。

（３）大学附属図書館等における図書・文献取寄サービス等について

教職員や学生等の研究活動等のためのサービス（図書・文献取寄サービス等）について、引き続きオンラインサービスの充実を図りつつ、ニーズを踏まえ、感染拡大防止のための措置を最大限講じた上で、貴重書や寄託物、著作権、契約上の制限等に配

慮しつつ、可能な範囲での早期利用可能化について以下の事例を含め、検討をお願いします。

- 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の参加館において、館内閲覧・複写サービスを継続・再開する。
- 閲覧が館内に限定されているデータベース、電子ジャーナル、電子書籍等の館外利用を可能にする。
- 図書館への来館を伴わない貸出及び複写サービスを実施する。
- 日時・場所を限定したサービスを実施する。（短時間の入館許可、事前申込制、閲覧を伴わない貸出、古典籍資料や貴重書などの図書・文献取寄サービスになじまない資料の閲覧等）

（４）イベント・セミナー等について

全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者において慎重な対応をお願いします。一方、比較的少人数のイベント等については、以下を参考にしつつ、感染予防策を講じた上で適切に対応をお願いします。

- Web 会議ツールを活用したプログラムのライブ配信、特設サイトを用いたプログラムのオンデマンド配信など、オンラインで学会を開催する。
- バーチャル会場（オンライン上でのポスター展示場）を設置し、各申し込み者がアップロードしたポスターを掲示する。Web 会議ツールを活用し、審査や質疑応答を行う。
- 研究所・研究室の見学については、Web 会議ツールを活用して実施する。あるいは、参加者を少人数のグループに分け、多数の人が同じ施設・部屋に集まらないよう見学スケジュール・動線等を工夫する。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響について

（１）研究計画の延期・変更について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、研究の活動や計画の進捗に支障が生じた場合は、文部科学省や各研究費制度の担当機関等に御相談ください。
- 競争的研究費制度では、資金配分機関（JSPS、JST、AMED 等）において、公募申請をはじめ各種手続きの期限延長など柔軟な対応を行っており、その旨大学や研究機関に周知しています。現在文部科学省の競争的研究費制度において実施している柔軟な対応については、文部科学省 HP に一元的に情報を集約して研究者・研究機関向けに公表しています。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/mext_00638.html)

これらの情報は随時更新しますので、参考にしてください。また、これらの取組については、内閣府を通じて関係省庁に情報提供し、他府省が取り扱う競争的研究費制度においても、それぞれの性格や実情を踏まえ、柔軟な対応の検討をお

願っております。具体的な対応については、それぞれの制度を所管している担当部局に御相談ください。

- なお、実験施設の運転計画を柔軟化（マシンタイムの1人あたり割当時間のルールの柔軟化等）するなど、研究計画の円滑な進捗に向けた工夫も考えられます。

（2）海外との共同研究、海外への渡航、海外からの帰国・入国について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外との共同研究、海外での研究活動や計画の進捗に支障（機関所属の教職員や学生等の渡航、帰国時期の遅れ、海外からの招へいの遅れ等）が生じた場合は、文部科学省や各研究費制度の担当機関等に御相談ください。
- 現在、若手研究者を海外に派遣する一部制度においては、出発時期延期や一時帰国を柔軟に認めるとともに、一時帰国や再渡航に伴う航空賃の支給を実施していますので、お困りの際は、それぞれの制度を所管している担当部局に御相談ください。
- なお、渡航先機関や共同研究の相手機関・研究者と相談し、オンラインで指導を受けることや、共同研究を実施することも考えられます。
- 新型コロナウイルスの世界的感染拡大を受け、日本政府は各種水際対策をとっています。日本への帰国・入国の際は、外務省の海外安全ホームページ（https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C048.html）等をよくご確認ください。また、個々がおかれている状況について所属機関等と密に連絡をとってください。

4. その他

本ガイドラインについては、今後の各地域の感染状況、各研究機関の状況等を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに留意をお願いします。

(参考) 新しい生活様式 (「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m (最低1m) 空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をしている際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う (手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避 (密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

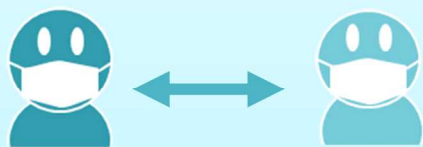
- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

感染拡大防止と研究活動の両立のために

研究室・執務室

人と人の距離をあける



よく触るところを消毒



ローテーションで勤務

Mon. Tue. ...



実験施設・設備

短い時間で効率的に



利用時間の共有・記録

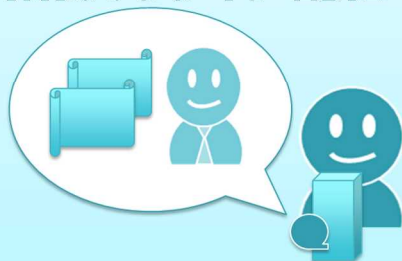


遠隔での実験



イベント・セミナー

基調講演のライブ配信



プログラムのオンデマンド配信



バーチャル会場での
ポスター提示



【重要】

新型コロナウイルス感染症への対応のため、大学及び高等専門学校における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aについて、非常勤講師を含む教員の負担への配慮や障害のある学生への合理的配慮に係るもの等を追加・更新するとともに、遠隔授業の取組事例についてまとめましたので、お知らせいたします。各大学等におかれては、新型コロナウイルス感染症に係る最新の動向も踏まえながら、遠隔授業の活用について適切に御対応いただきたく、御一読くださいますようお願いいたします。

事務連絡

令和2年5月22日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 担 当 課
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御 中
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 担 当 課
大 学 及 び 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 公 立 大 学 法 人 を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課

文部科学省高等教育局大学振興課

学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の
送付について（5月22日時点）

令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について」において、新型コロナウイルス感染症対策に係る、学事日程等の取扱いや遠隔授業の活用について通知し、4月21日付けでこれらに関するQ&Aをお示ししたところですが、今般、新たに別紙1のとおりQ&Aを更新するとともに、別紙2のとおり取組事例についてまとめました。

なお、これらの情報は、各大学等における検討の際の参考にしていただくために示すものであり、各大学等に対して、学事日程の変更等を行うよう求めるものではないことを併せて申し添えます。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

< 添付資料 >

- ・別紙1 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A(令和2年5月22日時点)」
- ・別紙2 「新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組」

< 本件連絡先 >

(制度全般について)

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：03-6734-3338

メール：daigakuc@mext.go.jp

(遠隔授業の推進について)

文部科学省高等教育局専門教育課

電話：03-6734-2501

メール：senmon@mext.go.jp

学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A

(令和2年5月22日時点のものであり、今後の状況も鑑み更新の可能性もあります。)

※大学(短期大学を含む。)を念頭に回答しておりますが、高等専門学校についても高等専門学校設置基準等に基づき、同様の考え方となります。

※下線を引いている問が前回から更新したものとなります

【学事日程等の取扱いに関すること】

問1 3月24日付け通知における「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」との解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る学事日程の取扱いに係るものに限定されるものか。

- 大学設置基準第23条において、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことが原則とされております。
- 今回の新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響により、年度当初から授業を開始できない場合等、授業期間を上記の原則のとおり設定することが困難である場合が想定されるため、令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について」(以下「3月24日付け通知」という。)により、上記原則の例外として、10週又は15週以外の授業期間についても許容されることを示しました。
- なお、同条ただし書において、上記原則については、「教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。」とされているところです。その趣旨は、本来、各大学の創意工夫により、学生の主体的な学びを促進する観点から、同一科目の週複数回講義の実施や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施など、授業のあり方の多様化を促進することにより、今回の新型コロナウイルスに対する対応等の影響により、本来10週又は15週の期間を単位として実施することを予定していた授業科目の期間を弾力化することを想定した規定ではないものの、今回の対応を機に、授業科目の見直し等を図ることにより、教育上の必要性や、十分な教育効果が認められるものについては、同条ただし書の規定に基づき、10週又は15週以外の授業期間を設定することも可能であるものと考えております。
その際は、平成25年3月29日付け24文科高第962号「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について(通知)」も併せて御参照ください。

※大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)(抄)

(各授業科目の授業期間)

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

問2 「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」とあるが、例えば、本来15コマの授業を13コマにし2コマ分の授業時間数を削ることを許容する趣旨か。

○大学設置基準第23条の規定は、あくまで週数を規定したものであり、授業の回数（コマ数）を規定しているものではありません。

○ 今回の授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な学修時間を変更するものではないことから、質問のケースについては、例えば、2コマ分に相当する授業時間を本来予定していた面接授業により行わない場合については、休日や祝日における補講授業の実施や、遠隔授業の実施、又は授業中に課すものに相当する課題研究等に代替すること等により、大学設置基準第21条等で定める必要な学修時間を確保していただく必要があります。

問3 前期授業期間終了後の夏季休業期間中に遠隔授業により補講を行い、後期が始まる直前に期末試験を行うなど、夏季休業期間を前期中の学修時間として柔軟に活用することが可能か。

○ 3月24日付けの高等教育局長通知2.(1)により、大学設置基準が定める授業期間である「10週又は15週の期間」について「弾力的に取り扱って差し支えないこと」としており、質問のような運用も可能です。

○ なお、学期の始期・終期や授業を行わない日の変更が生じる場合は、学則上の定めと齟齬をきたさないように留意頂く必要があります。3月24日付け通知2.(3)を御参照の上、必要に応じた変更手続等を行ってください。

問4 学校保健安全法第20条に基づく「臨時休業」を実施する場合、学事暦も変更する必要があるか。

○ 学校保健安全法第20条に基づく「臨時休業」（以下単に「臨時休業」という。）を実施する場合においても、学期の始期・終期や授業を行わない日の変更が生じる場合は、学則上の定めと齟齬をきたさないように留意頂く必要があります。3月24日付け通知2.(3)を御参照の上、必要に応じた変更手続等を行ってください。ただし、全ての業務を休業とするのではなく、各大学の判断として、遠隔授業の活用など、学生が通学しない形で行われる授業を実施する場合（問17参照）など、上記の変更が生じない場合は、変更する必要はありません。

※学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）（抄）

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

【一般的な遠隔授業の活用に関すること】

問5 3月24日付け通知において示された遠隔授業に係る解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る遠隔授業に限定されるものか。

- 3月24日付け通知によりお示した、大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業に係る解釈は、当該遠隔授業に係る取扱いを明確化したものであり、新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限ったものではありません。

問6 3月24日付け通知においては、同時双方向型の遠隔授業を自宅にいる学生に対して行うことは、平成13年文部科学省告示第51号の第2号の規定に基づき可能であるとしているが、この場合、同号の定める「授業の終了後すみやかに」①「設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導」を行うとともに、②「学生の意見の交換の機会」を確保する必要があるのか。

- 本告示の第2号が担保しようとしていることは、面接授業に相当する教育効果であるところ、こうした教育効果を有すると認められる遠隔授業に必要な要素として、同号においては、①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導と②学生の意見の交換の機会を掲げているものと考えております。
- このため、オンデマンド型の遠隔授業の場合には、授業配信中に上記①及び②を実施することが困難であることから、面接授業に相当する教育効果を担保するため、「授業の終了後すみやかに」①及び②の実施を求めることが必要であるのに対し、同時双方向型の遠隔授業の場合には、当該授業の実施中に上記①及び②を行うことにより、実質的に面接授業に相当する教育効果が担保できているといえるのであれば、「授業の終了後すみやかに」上記①及び②の実施を求めることは必ずしも必要ではないと考えております。

※平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）（抄）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

一 （略）

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

問7 遠隔授業を行う教員は、自宅において当該授業を行うことは可能か。【下線部分更新】

- 法令上、大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業に係る送信側の場所について限定はないため、面接授業に相当する教育効果が認められる場合には、教員が自宅において遠隔授業を実施することは可能です。
- 教員が自宅から遠隔授業を行う場合を含め、遠隔授業の実施に当たっては、教員個人（非常勤講師を含む。）に過度の負担を強いることのないよう、大学等の設備を最大限活用すること（大学等における機器の使用や教員への機材の貸出し等）や、情報基盤センター等の遠隔授業推進組織等によるサポートなど、各大学等の状況に応じた取組をお願いします。

問8 「面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合」について、例えば、15回の授業中、14回分を遠隔授業により実施し、面接授業は1回しか行っていない場合についても、各大学等の判断において、主として面接授業により実施したものと扱ってよいか。

- 3月24日付け通知においては、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であっても、遠隔授業によって修得できる単位数の上限の算定に含める必要がない場合について、「授業全体の実施方法として、主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有することを各大学等の判断において認められるもの」としております。
- このため、質問のケースが、「主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有する」といえるかについては、各大学等において判断し、各学生等に対して説明することが求められますが、質問のように15回の授業中1回しか面接授業を実施していないという外形的な条件だけを捉えれば、「主として面接授業を実施」したものと説明することは困難であると考えております。
- ただし、問19の回答においてお示しする特例的な措置の下、面接授業以外の授業として行う場合には、当該授業により修得した単位を60単位の上限に算入する必要はありません。その際には問19の回答を踏まえ、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があることに留意してください。

問9 遠隔授業の実施方法として、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行わせたいうえで、メールや掲示板等を用いて質疑応答等を行うことは許容されるか。

- 法令上、大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業の一部において、教科書や教材によ

る学修を自宅において行わせることが禁止されるものではございませんが、面接授業に相当する教育効果を有するものである必要があることから、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定しておらず、授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。

- また、大学通信教育設置基準第3条第1項においては、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（印刷教材等による授業）、大学設置基準第25条第1項の方法による授業（面接授業）、及び同条第2項の方法によるメディアを利用して行う授業（遠隔授業）が、別の方法として区別されていることを踏まえると、単に印刷教材等の送付により授業が完結することは想定しておらず、毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行う必要があります。

※大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）（抄）

（授業の方法等）

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

問10 3月24日付け通知においては、外部機関等のMOOC等を自宅で学修したことをもって単位付与するような運用を許容しているのか。

- 3月24日付け通知では、「聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる」としてありますが、これはあくまで、大学が開設した授業の一部で外部機関等が開設したMOOC等を「教材」として使用、あるいは、MOOC等を提供する外部機関等と連携協力して授業を実施することを想定したものです。
- このように、大学が当該大学以外の外部機関等と連携協力して授業を実施する場合には、
 1. 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
 2. 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
 3. 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
 4. 大学の授業担当教員による成績評価が行われるなど、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが

必要であることに留意する必要がある（平成19年文科高第281号通知第一（2）留意事項三）、単に外部機関等のMOOC等を自宅で学修したことのみをもって単位付与するような運用は認められません。

問11 学生の通信環境への配慮等についてどのような取組が考えられるか。【下線部分更新】

- 4月6日付高等教育局長通知「大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について」のとおり、遠隔授業の実施に当たっては、必要に応じて事前のアンケート調査により学生の情報通信機器の保有状況等を把握し、適切な遠隔授業の実施方法を検討するなど、学生の通信環境に十分配慮することが重要です。
- その上で、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材等を用いたオンデマンド型の遠隔授業等の実施方法が考えられるところ、授業の実施形態により必要な通信量は多様であることから、学生の通信環境や学内・地域の通信量等を踏まえつつ、通信回線への負荷に配慮した授業方法の組合せや、画質調整等によるオンライン教材の低容量化、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、各大学等の状況に応じた取組の工夫をお願いします。
- なお、同時双方向型の遠隔授業を実施する場合、当該授業の全時間帯について同時双方向の状態を保つことは法令上求められていないことから、例えば、90分授業の最初と最後においてテレビ会議システム等を通じた講義を実施し、その途中においては、電子メールや掲示板等による質疑応答等を行いつつ、スライド資料等の教材を用いて、授業中に課すものに相当する学修を各自行わせるといった方法も考えられます。また、国立情報学研究所が主催する「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」において公表された「データダイエットへの協力のお願ひ」において、通信量に配慮した授業の実施・設計手法が紹介されていますので、ご参照ください。
(国立情報学研究所ホームページ)
<https://www.nii.ac.jp/event/other/decs/tips.html>
- また、十分な通信環境を持たない学生に対しては、地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度にもよりますが、大学等の教室やPCルームを開放する、PCやルータ等を貸与する等の方法により対応することが考えられます。
大学のPCルーム等を開放する場合には、5月15日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について（周知）」等を参照の上、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意ください。
- また、通信状況によっては、メール送受信やシステムへのアップロード等の際に通信障害など技術的なトラブルが発生する可能性も考えられますので、特に成績評価に必要な課題・レポート等の提

出を受け付ける際には、提出状況につき丁寧に確認を行うなど、学生に不利益の生じないようご配慮をお願いします。

問 1 2 障害のある学生への合理的配慮についてどのような取組が考えられるか。【新規】

- 遠隔授業の実施に当たっては、障害のある学生の受講に十分配慮するようお願いします。その際、遠隔授業の方法や学生の障害の状況に応じて、例えば、聞き取りやすいようゆっくりと話すことや、教材へのテキスト情報の充実や字幕の挿入、説明原稿の提供、機械による音声読み上げが可能な教材の使用等が考えられますが、必要な配慮の方法については、障害のある学生を支援する学内組織等とも連携の上、個別に当該学生とご相談いただくようお願いします。

問 1 3 大学等における遠隔授業の取組事例について【新規】

- 現在、遠隔授業を行っている大学等におかれては、教職員の方々のご尽力により、学生に必要な学修機会が確保されるよう努めていただいています。遠隔授業の実施に当たっては、これまでになかった課題への対応が求められる一方で、授業の内容や方法等について、学生の学修意欲や学修効果を高めるための様々な工夫が実践されつつあります。文部科学省において、別添のとおり各大学等の取組事例をまとめましたので、ご参照ください。
- 国内外の大学等における遠隔授業の準備及び実施に当たっての課題とその解決策、良好事例などについて、文部科学省及び大学等において広く共有しながら、遠隔授業の優れた取組の普及や改善につなげていくことが極めて重要です。例えば、国立情報学研究所においては、大学等における遠隔授業の実施・検討等に資するため、「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」が開催されています。
(国立情報学研究所ホームページ)
<https://www.nii.ac.jp/news/2020/0325.html>
- 文部科学省としては、このような取組と連携し促進を図ることで、引き続き、具体的な事例の情報収集と周知を行ってまいります。

問 1 4 遠隔授業を実施する場合について学則に記載しなければいけない法的根拠如何。

- 大学設置基準第 25 条第 2 項の規定による遠隔授業により修得した単位は、卒業要件として修得すべき単位のうち 60 単位を超えないものとされていることから、原則として、当該遠隔授業の実施については、学校教育法施行規則第 4 条第 1 項第 6 号に規定する「卒業」に関する事項として学則記載事項となります。

※学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

一～五 （略）

六 入学，退学，転学，休学及び卒業に関する事項

七～九 （略）

2・3 （略）

- なお、3月24日付け通知においてお示した、面接授業の一部を遠隔授業によって実施した場合等、主として面接授業により修得した単位として扱われる場合に係る授業や、問19の回答による特例的な措置の下、面接授業以外の授業として実施する授業については、学則に改めて記載する必要はありません。

問15 学則で授業の実施方法は別に定めるとしている場合、遠隔授業の実施についての具体的な定めは、学則ではなく履修規程等の他の規程の定めで良いか。

- 大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業により修得した単位は、卒業要件として修得すべき単位のうち60単位を超えないものとされていることから、原則として、当該遠隔授業の実施については、学校教育法施行規則第4条第1項第6号に規定する「卒業」に関する事項として学則記載事項となります。
- ただ、当該遠隔授業を実施する旨を学則に定めた上で、具体的な実施方法や対象となる授業科目を、学則ではなく履修規程等の他の規程に定めることは差し支えありません。
- なお、3月24日付け通知においてお示した、面接授業の一部を遠隔授業によって実施した場合等、主として面接授業により修得した単位として扱われる場合に係る授業や、問19の回答による特例的な措置の下、面接授業以外の授業として実施する授業を学則に改めて記載する必要はありません。

問16 大学院において遠隔授業を実施する場合、大学院設置基準において遠隔授業により修得した単位数に関する定めはないが、「大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認め」（平成13年文部科学省告示第51号）るため、学則変更や教授会決定等の手続が必要となるか。

- 大学院において遠隔授業を実施する場合、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる必要がありますが、当該遠隔授業によって修得できる単位数に係る上限はないため、当該遠隔授業に係る事項を必ずしも学則に定める必要はないとともに、その実施に当たっての意思決定手続きについて特段法令上定めはないため、必ず教授会手続等が必要となるものではなく、各大学の実情等を踏まえ、適切なプロセスを経ていただくこととなります。

- また、学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げる事項等学則への記載が法令上求められている事項以外のものについて、学則に記載するか否かは、各大学の判断により決めていただくこととなります。
- なお、大学院設置基準第14条の2においては、「大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする」と規定されていることから、授業の方法として、遠隔授業を実施する場合には、授業計画(シラバス)やホームページ等においてあらかじめ示しておく必要があります。

【新型コロナウイルス感染症対策のための遠隔授業の実施に関すること】

問17 臨時休業中に遠隔授業を実施することは可能か。

- 臨時休業の対象となる業務の範囲は、大学において判断されるものですが、多くの学生や教職員の感染リスクにあらかじめ備えるという臨時休業の趣旨を踏まえ、大学施設等を利用した形で行われる面接授業を休業とし、通学を要せずに自宅等で受ける遠隔授業等について実施することは可能であると考えております。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事より、大学等の設置者に対して、大学等の施設の使用制限等の要請があった場合の遠隔授業の実施については、問18を参照してください。

問18 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事より、大学等の設置者に対して、大学等の施設の使用制限等の要請があった場合、臨時休業を行った上で、遠隔授業を実施することは、当該要請に基づく措置を講じたものといえるか。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、都道府県知事より、大学等の設置者に対して、大学等の施設の使用制限等の要請があった場合に、具体的にどのような措置を講ずれば、当該要請に基づく措置を講じたものといえるか否かについては、当該要請の具体的内容によるため、一概にお答えすることは困難です。
- なお、同項に規定されているように、当該要請は多数の者が利用する施設の使用制限等を内容としていることから、大学施設等を利用した形で行われる面接授業に係る大学の活動は全て行わないものとしたうえで、大学等への通学を要せずに自宅等で受ける遠隔授業を行うことはあり得ると考えていますが、具体的には都道府県等の衛生管理部局と相談していただくようお願いいたします。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 (略)

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3・4 (略)

問19 新型コロナウイルス感染症対策として、本来面接授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合については、60単位の上限に算入する必要があるか。【下線部分更新】

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合には、特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められるものについては、大学設置基準第25条第1項で規定する授業の方法を弾力的に取り扱って差し支えありません。

具体的には、同規定が主に想定している、教室等において対面で授業を行うという授業の方法について、面接授業に限らず、自宅における、遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「面接授業以外の授業」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められます。

○ 上記特例的な措置において面接授業以外の授業として認められる遠隔授業は、同条第2項の規定による遠隔授業ではなく、同令第32条第5項の規定は適用されないことから、同規定の60単位の上限に算入する必要はありません。

○ なお、上記特例的な措置の面接授業以外の授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があります。その観点から、以下の(1)から(4)までについて、留意頂くようお願いします。

(1) 授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること

(2) 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること

(3) 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること

(4) 大学として、どの授業科目が遠隔授業で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

※ 4月1日付け大学振興課事務連絡別紙1「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」の問8及び問9のケースについて、回答においては、「結果的に全ての授業が遠隔授業となった場合には、主として対面授業により実施した場合には該当しないため、60単位の上限に算入する必要があります」としておりますが、上記特例的な措置の下、面接受業以外の授業として認められる場合には、60単位の上限に算入する必要はございません。

※ 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（授業の方法）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3・4 （略）

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2～4 （略）

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

問20 問19の回答においては、「本来授業計画において面接受業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接受業により予定通り実施することが困難と認められる場合」とあるが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初から授業計画等を組み変えて15コマすべて遠隔授業により実施することとした場合については、60単位の上限に算入する必要があるのか。

○ 今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、急きょ年度当初から全ての授業を遠隔授業により実施することとしていた場合であっても、問19の回答においてお示した特例的な措置の下、面接受業以外の授業として行う場合には、当該授業により修得した単位を60単位の上限に算入する必要はありません。ただし、その際には問19の回答を踏まえ、面接受業に相当する教育効果が認められる必要があることに留意してください。

問21 「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」(平成26年11月14日中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループ)においては、国際連携教育課程において、連携外国大学において修得すべき単位数31単位のうち、遠隔授業により修得できる単位数は、連携する大学ごとに、上限の目安として31単位未満となるように当該教育課程を編成することとされており、必ず1単位分は外国において受講することを求めているが、今回新型コロナウイルス感染症の影響により、外国に行くことがそもそもできない場合に、当該外国に所在する連携外国大学において修得すべき単位数の全てを遠隔授業により修得することは可能か。【新規】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりそもそも連携外国大学が所在する外国に行くことができず、当該外国において授業を受けることが困難と認められる場合においては、連携外国大学と共同での、教育プログラムの運営や教育研究上の十分な学生指導体制の確保等、責任を持って管理・対応できる組織体制が整備されている限り、ガイドライン上の上限ルールは適用されず、当該連携外国大学において修得すべき単位数の全てを遠隔授業により修得することは可能です。

問22 面接授業を実施している大学において、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域に学生が住んでいる等、通学した場合の感染の可能性が高まっている場合、当該学生に対して、問19の回答にある「面接授業以外の授業」を実施することは可能か。

- 質問のケースについては、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、学生の個別具体的な状況等を踏まえた上で、問19の回答においてお示した特例的な措置の下、面接授業以外の授業を実施することは可能です。

問23 大学が臨時休業中に同時双方向型の遠隔授業を実施したが、自宅の通信環境が整っておらず、当該遠隔授業を受講できなかった学生に対して、面接授業開始後に、事後的に大学のPCルームなどにおいて、当該遠隔授業の録画により授業を受けさせる場合、問19の回答にある「面接授業以外の授業」として認められるか。

- 質問のケースについては、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められる場合には、問19の回答においてお示した特例的な措置の下、面接授業以外の授業として認められるものと考えております。ただし、当該授業を実施する際には問19の回答の(1)から(4)までに留意してください。

問24 問19の回答において、「本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合」とあるが、あらかじめ学生に示していた方法で成績評価することが困難となった場合、成績評価方法を変更することは許されるのか。例えば、評定を付すとしていた科目について、合否のみで評価することは可能か。

- 各大学の判断により、学生に対してあらかじめ示していた成績評価方法を変更すること（評定を付す方法から合否のみによる評価方法への変更も含む。）は可能であり、各授業科目の到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択していただくとともに、変更に当たっては学生に対する丁寧な説明に努めるようお願いいたします。

問25 問19の回答において、「上記特例的な措置の面接授業以外の授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があります」とあるが、面接授業とは異なる成績評価の方法を採用して問題ないか。

- 質問にある問19の回答中の記載は、成績評価に当たって、面接授業以外の授業の教育効果としての資質及び能力が、本来予定していた面接授業による授業科目の到達目標を達成しているか否かを確認する必要があるという趣旨で述べたものであり、当該到達目標に応じた適切な成績評価手法であれば、各大学の判断において、面接授業とは異なる成績評価の手法を採用することは差し支えありません。

新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組①

東京大学

早期対応と全学的なサポートの充実

- オンライン授業等に関する情報をワンストップで得られるポータルサイト開設 (3/11~)
 - ・学生への支援や説明会などの案内、トラブル等の問合せ、QAなどの情報を一括発信・対応
 - ・先生方の実践例・参考情報をサイトに掲載し、共有
- 講義開始前後のサポート
 - ・学生に対して：履修・受講に関する案内、情報提供、連絡が取れない学生のフォロー・報告、オンライン授業の問題点を報告してもらう、通信環境の支援（端末、ルーターの貸出）
 - ・教職員に対して：週1～2回オンライン授業情報交換会を実施、学生の受講状況を確認・報告してもらう
- 学生の受講環境への配慮（データダイエットの徹底）
 - ・動画は最小限、スライドシェア、pdfダウンロードを利用して音声中心の配信
 - ・講義の録画、要請に応じてリンクを送付
 - ・同時双方向型：カメラオフ、質問時以外のマイクオフ

⇒これら全学をあげた対応によって、東大生が行ったアンケート (UmeeT) では、およそ75%の学生が満足またはある程度満足と回答

愛媛大学

グループワークの実践

- 同時双方向型（ウェブ会議サービスを使用）
- アイデアソン（グループワーク）を実施
- ZOOMを活用し、全体説明・発表とチーム活動（グループワーク）を切り替えながら実施
- OneDrive、オンライン版PowerPointを活用し、チームで共同作業（複数人で同時編集可能）
 - ・コメント機能を使用し、他チームの学生や教員とのディスカッションを実施
- 教員（複数、学外を含む多地点）は、自由に各チームのセッションに参加し、直接アドバイス
- チームワークを取り入れた教育手法に関する知見・ノウハウを集積
- 複数大学合同型の可能性を実証



※自宅に遠隔授業を受ける環境が無い学生に対して会場を提供

別紙2

新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組②

大阪大学

全学的な支援体制

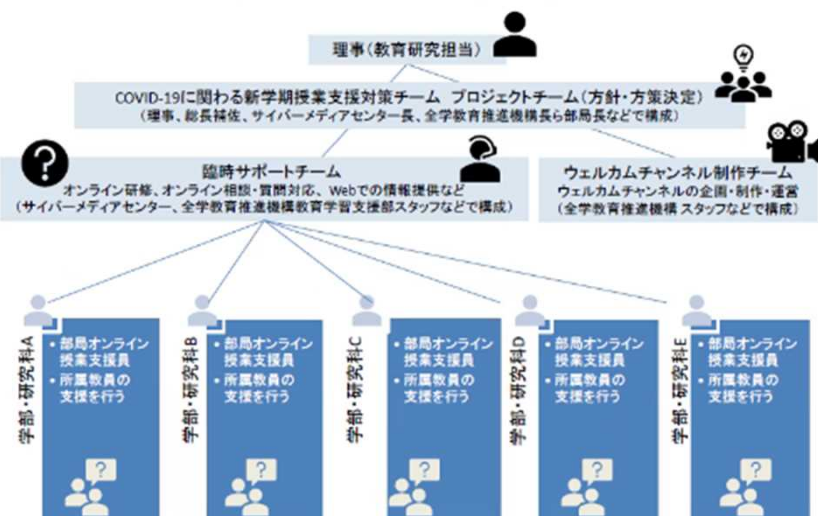


図) 大阪大学におけるCOVID-19に関わるオンライン授業サポート体制

○新入生支援

- ・ 阪大ウェルカムチャンネル（新入生向け動画コンテンツ）の活用や、臨時サポートチームにより、オンライン研修、質問対応など様々な情報提供を実施

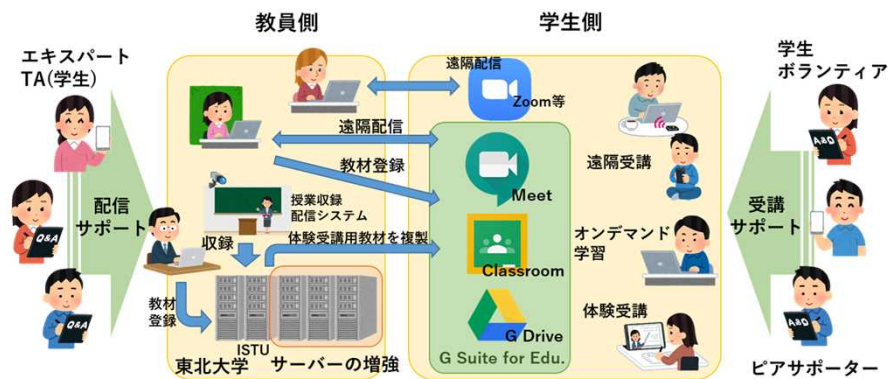


○通信環境支援

- ・ 経済的理由等でネット接続が不可能、あるいは使用可能なネットのデータ総量が著しく少ない学部生・大学院生にモバイル・WiFiルーターを無償で貸与

東北大学

教員・職員+学生による全学一体での推進



○ 学生も参画する全学ワンチームでの支援体制

- ・ 遠隔授業TF（プロポスト主導）を中核とした全学推進体制
- ・ ICTに精通した学生エキスパートTAを100名規模で採用
- ・ 学生ピアサポーター(2500人)等による新入生サポートの実施

○ 試行期間（4/20～）の検証を経て 5/7 正式授業開始

- ・ 4/20 にアクセス集中でサーバー障害発生→システムの増強
- ・ 5/7から約4,000科目の授業を配信中
(学内LMSと外部クラウドによるハイブリッド型)

○ 学生の通信環境への配慮

- ・ 教員のデータダイエットに対する意識向上
- ・ 学生へのWi-Fiルーター無償貸与を300台規模で実施

○ オンライン事務化宣言（6/1）

- ・ 印鑑の廃止、オンライン相談窓口の拡充

※ 国立情報学研究所主催「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」 (<https://www.nii.ac.jp/event/other/decs/>)
における事例等を基に作成（令和2年5月20日時点）

新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組③

名古屋大学

医学部における取組

- 講義
情報基盤センターが運用するLMS(NUCT)上にアップロードした授業資料を用いた事前学習+リアルタイム型オンライン教育によって学生が適宜質問する反転授業を実施。
- 実習
臨床実習はレポート課題を課して単位保証をした上で、任意でのリアルタイム型オンライン実習を実施。
解剖実習は秋以降に実施するようカリキュラムを組み替え。アクティブラーニング型のオンラインPBLを実施したところ学生の討議参加は例年よりも活発。
- 試験
レポート課題に代替を基本とするが、LMS(NUCT)を使ったオンライン試験も選択肢に。
- 学生との協働
毎週2~3回、全学年の学生代表と共にオンライン会議を行って、コロナ禍での教育に関する戦略を立案。
- 学内でのFD
医学部内で定期的に教育取り組み事例の共有と教育ツールの利用方法に関するオンラインFDを実施。
- 通信環境支援
インターネット環境が脆弱な学生の調査は記名式アンケートで行い、最後は電話掛けで100%の把握率。

早稲田大学

規模別によるオンライン授業

- 小規模のゼミ、演習（10人以下）
事前課題（ビデオやテキスト）を提供した上で同時双方向型の画面共有、発表、質疑応答、指導等実施。
- 中規模の実習、ワーク（30人程度）
実技・デモビデオ（オンデマンド/リアルタイム）を提供した上で動画テスト、実技レポートを実施し、TAや学生同士による評価も取り入れる。
- 大規模のレクチャー中心の講義（50人以上）
レクチャービデオ（オンデマンド）を提供し、クイズやレポート等を実施し、TAや学生同士による評価も取り入れる。
⇒リアルタイム型ビデオ会議は必要最小限で実施。（データダイエット等の観点から）

新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組④

苫小牧高等専門学校

高専における取組

- 原則同時双方向型（ウェブ会議サービスを使用）
 - ・学生のカメラ・マイク使用は強制しない
 - ・来日できていない留学生も海外から参加
 - ・オンデマンド教材を利用した同時双方向型が好評
- 学生の通信環境への配慮
 - ・ライブ参加できない学生に、録画や講義資料を提供
- データダイエット
 - ・カメラ（映像）は極力使用せず、資料の共有を活用

日本体育大学

スポーツ動画像の活用

- 実技の授業の遠隔化
 - ・双方向通信（対面授業と同等の効果）
 - ・受講生の運動を大きな画面で確認する環境の構築
 - ・LMS等の遠隔教育システムも併用しつつ、指導者向けの画像処理等による情報支援
- ⇒スポーツ競技力向上のための映像情報システムとシステム開発から得られたノウハウを含めた知見が遠隔授業にも役立てられる。

九州大学

障害のある学生への合理的配慮

- 聴覚障害 / 発達障害の場合
 - ・ノートテイク（要約筆記者）の手配（特に同時双方向型）
 - ⇒リアルタイム授業を行う旨の事前周知
 - ⇒ノートテイク（要約筆記者）への事前の資料提供
 - ・話したことを文字化（特にオンデマンド型）
 - ⇒字幕挿入、音声文字変換アプリの使用
 - ⇒講義の説明原稿の提供
- 視覚障害 / 発達障害の場合
 - ・PC読み上げ機能などが使用可能なテキストデータで資料提供
 - ・「ここをみてください」など指示詞のみでの説明をしない
 - ⇒具体的にどこを説明しているか分かるような情報をつける

※取組事例は今後も追加・更新を予定しております。

大学等における遠隔授業の環境構築の加速 による学修機会の確保 (第2次補正予算関係)



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保

(文部科学省所管)

(背景・課題)

- 新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、**大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業の実施ニーズが増えているところ**、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要。

(対応)

- **実施のニーズがある全ての大学・高等専門学校・専修学校において**、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する。

(効果)

- 新型コロナウイルス対策のため、大学・高等専門学校・専修学校において遠隔講義を行う設備及び体制を整備し、学生が自宅等において支障なく授業を受講できる環境を構築。
- 大学等の学生が自宅等において授業を受講できる環境を整備し、我が国の新型コロナウイルスの感染拡大を抑制。
- 人生100年時代の到来を見据えた、高等教育機関の学び直し（リカレント教育）環境の整備にも繋がる。

事業概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための遠隔授業の実施に向けて、以下の内容を必要に応じて整備。
 - ①遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備
 - ②遠隔授業を行うための機材整備
 - 大学等側：カメラ・音声機器等
 - 学生側：モバイル通信装置
 - ③遠隔授業を行うための技術面・教育面の支援体制整備
(機器・ソフトウェアのトラブル対応等のための専門的人材（TA等）の配置など)



大学等における遠隔授業活用推進事業（仮称）制度概要（案）

事業の趣旨・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大学・高等専門学校において感染リスクが拡大。このため、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要。
- 大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する。

事業概要

- **事業名** 大学等における遠隔授業活用推進事業（仮称）
※国立大学法人情報機器整備費補助金、独立行政法人高等専門学校機構情報機器整備費補助金、私立学校情報機器整備費補助金
- **対象** 国立大学、国立高等専門学校、私立大学・短期大学・高等専門学校
- **補助対象経費**
 - ① 大学等が行う遠隔授業を実施するために必要な設備整備費
 - ・遠隔授業実施に係るシステム・サーバ等の購入費
 - ※遠隔授業実施に係る設備等の運搬費、設置・据付費を含む
 - ・遠隔学習を行うために使用する設備（カメラ、マイク及びこれらの附属品）の購入費
 - ② インターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（モバイルWi-Fiルーター、LTE対応通信機器（USB dongle等）、その他これらと同等の機能を有すると認められる物品）の購入費（初期設定費を含む）
 - ③ インターネット回線に接続し、複数の者が情報機器端末を介して双方向送受信を行う等遠隔授業の実施にあたり必要となるソフトウェアの購入費、使用料
 - ④ 遠隔授業設備の専門的指導や利用支援等を行う者の人件費

（備考）

 - ・補助対象限度額は1学校あたり18,750千円とする。
 - ・なお、②に係る経費については、1台あたり10,000円を上限とする。

参考資料

(遠隔授業に係る施策、今後の取組などを纏めたもの)

ピンチをチャンスに。大学・高専の遠隔授業の推進

～ With コロナ / Beyond コロナ時代の大学教育のデジタルイノベーション ～

●
令和2年5月

文部科学省高等教育局 企画官

西山 崇志



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

大学・高専における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保

～ ピンチをチャンスに。大学・高専の遠隔授業の推進 ～

【概要】

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、高等教育機関（大学・高専）は、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境整備が必須。
- これは、人生100年時代の到来を見据えた、高等教育機関の学び直し（リカレント教育）環境の整備に繋がるもの。

【施策】

■ 施策1 遠隔授業の実施に係るルールの明確化

- ✓ 学生の学修機会を確保しつつ、教室に日常的に長時間集まることによる感染リスクに対応するため、これまで必ずしも法令上明確ではなかった、遠隔授業の実施に係るルールを明確化。（3月24日局長通知、5月1日留意点通知、5月22日Q&A更新など）

・遠隔授業を自宅等において受講することは可能

・遠隔授業により修得できる単位数は60単位が上限。他方、**特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学等が認めるものは、面接授業に限らず、遠隔授業等の実施など、弾力的運用が可能。この場合、上記60単位上限への参入不要。**

＜遠隔授業の例＞

例1：テレビ会議システムを用いた遠隔授業【遠隔の双方向授業】

→学生は自宅に居ながら教員・学生との双方向のやりとりが可能

例2：オンライン教材（MOOCなど）を用いた遠隔授業【オンデマンド授業】

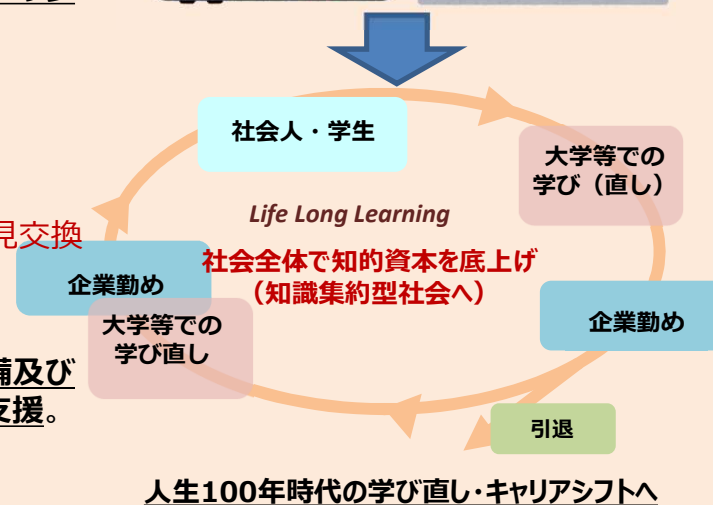
→スライド資料や動画で学びつつ、Web上で課題提出・フィードバック・意見交換

■ 施策2 遠隔授業のための環境整備支援【補正予算関係】

- ✓ 大学・高専で遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び支援体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を支援。

＜必要な支援例＞

遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備、カメラ・音声機器、モバイル通信装置、機器・ソフトウェアのトラブル対応や授業支援のための専門的人材（TA等）の配置、等



大学・高専における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保

～ ピンチをチャンスに。大学・高専の遠隔授業の推進 ～

【施策】

■ 施策3 教育の情報化に対応した著作権法改正の早期施行

- ✓ 平成30年の著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を早め、**4月28日に施行**。
- ✓ 学校の授業における資料のインターネット送信については、従来は個別の許諾が必要であったところ、本制度の施行により、個別の許諾を要することなく、様々な著作物を円滑に利用することが可能に。
- ✓ 権利者団体（SARTRAS）は、令和2年度に限って、補償金額を特例的に「無償」とする旨申請、4月24日付けで文化庁認可。

■ 施策4 学生の学習に係る通信環境の確保

- ✓ 総務省より通信事業者に対し、学生の学修に係る通信環境を確保するため、学生の通信料負担の軽減を要請。**NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが期間限定でデータ通信料の一部無償化を発表**。（4月3日）
- ✓ その後、他の通信事業者においても、同様の措置を発表。
- ✓ 文部科学省は大学・高専に対し、遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境の配慮等（オンライン教材の低容量化、ダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定、学習目的での利用に限るよう学生への周知徹底、など）について通知。（4月6日局長通知）

■ 施策5 遠隔授業の課題・経験や良好事例の共有 と 優れた教育取組の試行・全国展開

- ✓ 遠隔授業の準備・実施に係る課題・経験や良好事例の共有を図っていくことが重要。**国立情報学研究所（NII）主催の「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」**（3月26日より、継続して開催中）に、文部科学省として連携・協力。
- ✓ 遠隔授業も含め、デジタル技術等を活用した特色ある優れた教育取組のアイデアを、大学教員と民間（Edtechスタートアップ等）が協働で、「授業」の教育現場で実践、試行錯誤、実装・全国展開していく取組みを、今後、開始予定。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（抄）【令和2年4月20日閣議決定】

IV. 強靱な経済構造の構築

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

（前略）遠隔教育に関しては、・・・学校等の授業をオンラインで行う場合、教材として使用する著作物について個々に許諾を得ることなく使用できるようにするための**授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。**また、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる（下記「○遠隔教育について実施すべき事項」）。

- 大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保（文部科学省）
- 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行（文部科学省）

○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、**休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、**以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

（1）～（2） 略

（3）遠隔授業における単位取得数の制限緩和

（中略）大学も同様に、単位数が124単位中60単位までとの制限がある。これらの**遠隔授業における単位取得数の算定について、柔軟な対応を行うようにする。**

（4） 略

（5）オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする改正著作権法は公布日（平成30年5月25日）から3年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

大学・高専における遠隔授業の実施状況について

(令和2年5月12日(火) 20時時点)

全国の状況：66.2%が「遠隔授業を実施する」、30.5%が「検討中」と回答
(計 96.6% の大学等が遠隔授業について「実施」若しくは「検討中」という状況)

	遠隔授業を実施する	検討中	実施予定はない
国立大学	71校 (82.6%)	15校 (17.4%)	0校 (0.0%)
公立大学	58校 (55.2%)	43校 (41.0%)	0校 (0.0%)
私立大学	536校 (65.2%)	254校 (30.9%)	12校 (1.5%)
高等専門学校	43校 (75.4%)	14校 (24.6%)	0校 (0.0%)
(全体)	708校 (66.2%)	326校 (30.5%)	12校 (1.1%)

(※) 表中の割合は、全国の学校数（短期大学部は母体大学と同一として集計）を母数としている。
回答率は約97.8%であり（全1070校中1046校から回答）、表の合計値は100%とならない。
公立大学・私立大学には、それぞれ短期大学を含む。

※新型コロナウイルス感染症対策に関し、大学・短期大学及び高等専門学校における、授業開始に際しての対応状況等（令和2年5月12日(火) 20時00分時点）について、調査結果を取りまとめたもの。「遠隔授業を実施する」の回答には、例年通りの日程で授業を開始しつつ遠隔授業を行うものや、授業開始日程を遅らせた上で遠隔授業を行うものを含む。

遠隔授業の実施に係るルールの明確化

- 4月21日、文部科学省は大学・高等専門学校に対し、遠隔授業の活用に係るQ&Aの更新版を送付し、新型コロナウイルス感染症対策として、特例的な措置で遠隔授業を実施した場合の考え方を明示。

問17 新型コロナウイルス感染症対策として、本来面接授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合については、60単位の上限に算入する必要があるか。【更新】

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合には、特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められるものについては、大学設置基準第25条第1項で規定する授業の方法を弾力的に取り扱って差し支えありません。

具体的には、同規定が主に想定している、教室等において対面で授業を行うという授業の方法について、面接授業に限らず、自宅における、遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「面接授業以外の授業」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められます。

○ 上記特例的な措置において面接授業以外の授業として認められる遠隔授業は、同条第2項の規定による遠隔授業ではなく、同令第32条第5項の規定は適用されないことから、同規定の60単位の上限に算入する必要はありません。

○ なお、上記特例的な措置の面接授業以外の授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があります。その観点から、以下の(1)から(3)までについて、留意頂くようお願いします。

- (1) 授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
- (2) 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること
- (3) 大学として、どの授業科目が遠隔授業で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

遠隔授業の実施に係るルールの明確化

- 5月1日、文部科学省は大学・高等専門学校に対し、遠隔授業等の実施に係る留意点を明示。

1. 遠隔授業等の実施に係る留意点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合が想定されます。

大学設置基準第25条第1項は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定していますが、今回の特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学等が認めるものについては、面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「遠隔授業等」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められます。

この際、以下の事項に留意いただくようお願いいたします。

- ・授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
- ・授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分把握していること
- ・学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
- ・大学等として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保

(文部科学省所管)

(背景・課題)

- 新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、**大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業の実施ニーズが増えているところ**、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要。

(対応)

- **実施のニーズがある全ての大学・高等専門学校・専修学校において**、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する。

(効果)

- 新型コロナウイルス対策のため、大学・高等専門学校・専修学校において遠隔講義を行う設備及び体制を整備し、学生が自宅等において支障なく授業を受講できる環境を構築。
- 大学等の学生が自宅等において授業を受講できる環境を整備し、我が国の新型コロナウイルスの感染拡大を抑制。
- 人生100年時代の到来を見据えた、高等教育機関の学び直し（リカレント教育）環境の整備にも繋がる。

事業概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための遠隔授業の実施に向けて、以下の内容を必要に応じて整備。

①遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備

②遠隔授業を行うための機材整備

大学等側：カメラ・音声機器等

学生側：モバイル通信装置

③遠隔授業を行うための技術面・教育面の支援体制整備

(機器・ソフトウェアのトラブル対応等のための専門的人材（TA等）の配置など)



大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保

● 補正予算の申請・執行に係る統一的な考え方の策定

- ✓ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）を踏まえ、補助金**申請及び執行の迅速性及び適切性を確保**する観点から、**大学・高等専門学校共通の「基本的な考え方」**を策定。

● 補助金申請・執行の対象機関等

- ✓ 対象となる機関は、**遠隔授業を現在実施している**、又は、**速やかに遠隔授業を実施することを計画している**大学等。その中から「**緊急性**」が**高い大学等により重点的に配分**。
- ✓ 緊急性については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「**特定警戒都道府県**」の**区域に所在する大学等**など、**4段階の考え方**（※）を提示。

（※）緊急性順位1 特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」の区域に所在する大学等

緊急性順位2 緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県にあって、施設の使用制限や地域の移動制限に係る要請が発出されている都道府県に所在する大学等

緊急性順位3 大学等が所在する地域にクラスターが発生するなど、感染症対策の緊急性が高まっている地域に所在する大学等

緊急性順位4 その他特別な事情により、遠隔授業の実施に係る緊急性が高い大学等

● 補助金申請・執行にあたっての留意点

- ✓ 緊急経済対策の趣旨を踏まえ、**計画性・効率性・実現性・その他の留意事項**を大学等に**通知**。
- ✓ これらは、**補助金配分の審査項目とはしない**ものの、補助目的を達成するために重要な事項であることから、**各大学等において厳に留意いただくよう依頼**。
- ✓ また、通信端末等の整備に係る電気通信事業者等との契約の際、**各大学の状況に応じた適切なオプションについて相談・調整を依頼**するとともに、その際に考えられる割引オプションの例※について情報提供。

※通信端末費等の割引、一定期間通信量無制限・途中解約制限（違約金）なしプラン など

事業の趣旨・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大学・高等専門学校において感染リスクが拡大。このため、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要。
- 大学・高等専門学校・専修学校において、**遠隔授業**（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が**可能となる設備及び体制の整備**により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する。

事業概要

- **事業名** 大学等における遠隔授業活用推進事業（仮称）
※国立大学法人情報機器整備費補助金、独立行政法人高等専門学校機構情報機器整備費補助金、私立学校情報機器整備費補助金
- **対象** 国立大学、国立高等専門学校、私立大学・短期大学・高等専門学校
- **補助対象経費**
 - ① 大学等が行う遠隔授業を実施するために必要な設備整備費
 - ・遠隔授業実施に係るシステム・サーバ等の購入費
 - ※遠隔授業実施に係る設備等の運搬費、設置・据付費を含む
 - ・遠隔学習を行うために使用する設備（カメラ、マイク及びこれらの附属品）の購入費
 - ② インターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（モバイルWi-Fiルーター、LTE対応通信機器（USB dongle等）、その他これらと同等の機能を有すると認められる物品）の購入費（初期設定費を含む）
 - ③ インターネット回線に接続し、複数の者が情報機器端末を介して双方向送受信を行う等遠隔授業の実施にあたり必要となるソフトウェアの購入費、使用料
 - ④ 遠隔授業設備の専門的指導や利用支援等を行う者の人件費

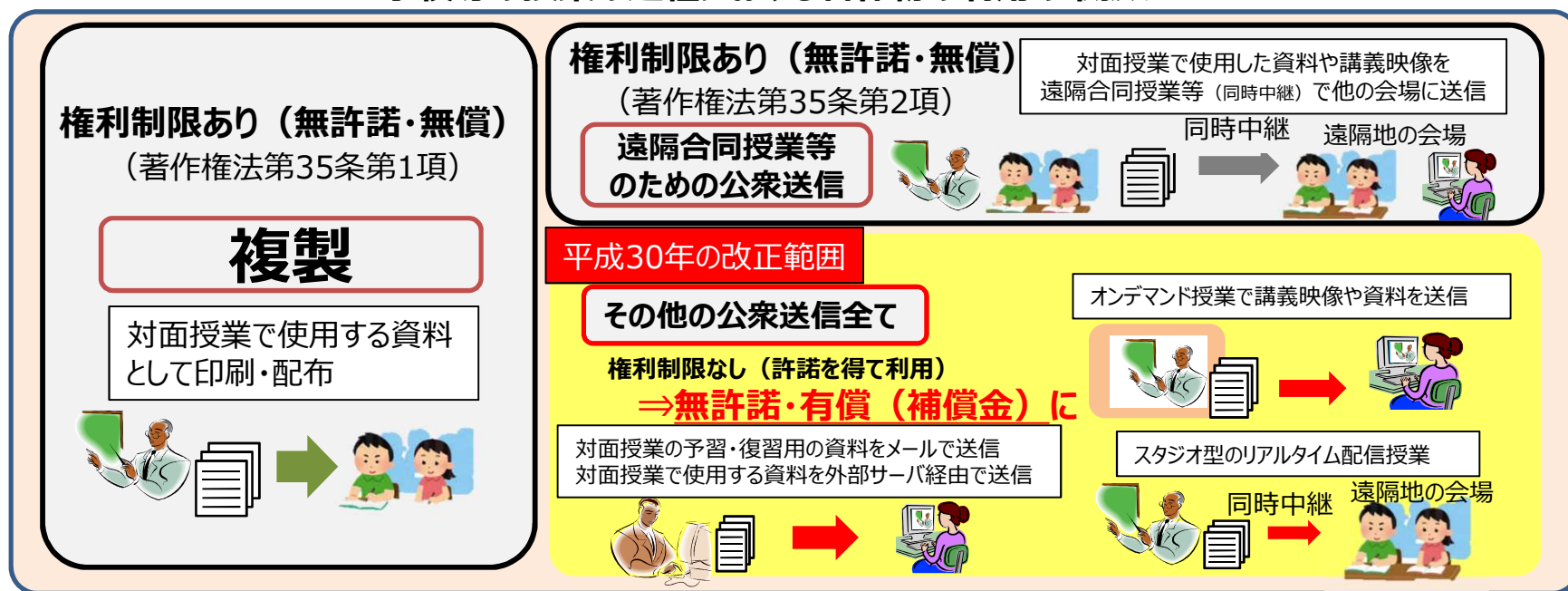
（備考）

 - ・補助対象限度額は1学校あたり18,750千円とする。
 - ・なお、②に係る経費については、1台あたり10,000円を上限とする。

教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要 (授業目的公衆送信補償金制度の早期施行)

- 従来より、教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①**対面授業のために複製すること**や、②**対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信すること**は、著作権の権利制限規定（第35条）により、**無許諾で可能**であった。
- 一方、従来は、**その他の公衆送信は権利者の許諾が必要**となっていたため、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。
- このため、平成30年に**著作権法を改正**し、「**その他の公衆送信**」について、**補償金を支払うことにより、無許諾で可能**とした。

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い



法案成立後の流れ

- 平成30年5月 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）の成立（5月18日）、公布（5月25日）
(第35条関係規定は、法律公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日（**令和3年5月24日**）までに**施行**とされている。)
- 平成31年2月 文化庁の指定管理団体として、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）を指定。
- 令和元年度～ SARTRASが、令和3年4月からの施行を目指し準備。また、改正法の運用指針（ガイドライン）について教育関係者と調整中。
- 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、当初の予定を早めて、**令和2年4月28日から施行**。
(4月16日に、関係者フォーラムで運用指針等を策定。4月24日に、**令和2年度に限って補償金を無償とすることを文化庁長官が認可**)

教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要 (授業目的公衆送信補償金制度の早期施行)

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会



2020年4月6日

「授業目的公衆送信補償金制度」補償金の「無償」での認可申請について

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会
理事長 土肥一史

日頃、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、本協会）の業務にご協力、ご理解をいただき、誠にありがとうございます。

この度本協会は、新型コロナウイルス感染症の拡大という緊急事態に伴い、教育機関で急速に需要が高まっているオンラインでの遠隔授業等で著作物が教材として円滑に利用できるよう、2020年度に限った特例として、「授業目的公衆送信補償金制度」施行のための補償金額を「無償」として文化庁長官に認可申請することを決定しました。認可申請は、教育機関設置者の団体の意見聴取を経て、4月中旬にも行う見通しです。

2018年5月公布の改正著作権法で定められた「授業目的公衆送信補償金制度」により、教育機関が授業の過程で著作物を教材に利用する場合、著作権者の許諾を得ることなく、メールで送信したり、サーバーにアップロードしたりすることが可能になります。ただ、その代わりに、教育機関設置者は、文化庁長官が法律に基づいて指定する唯一の指定管理団体である本協会に一定額の「補償金」（金額は文化庁長官の認可事項）を支払うことが必要となります（制度の詳細は、添付資料を参照）。

(後略)

※令和2年4月6日（一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）報道発表資料より
<https://sartras.or.jp/archives/20200406/>

教育の情報化に対応した平成30年著作権法改正の概要 (授業目的公衆送信補償金制度の早期施行)

報道発表



令和2年4月24日

令和2年度における授業目的公衆送信補償金の無償認可について

令和2年4月28日から施行される授業目的公衆送信補償金制度に関して、令和2年4月20日付けで一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会から、令和2年度の補償金額を特例的に無償とする旨の申請があり、文化審議会における審議を経て、本日24日付けで文化庁長官により認可されましたので、お知らせいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、平成30年の著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を早め、令和2年4月28日から施行することとなっています。

学校の授業の過程における資料のインターネット送信については、従来は個別に権利者の許諾を得る必要がありましたが、本制度の施行により、個別の許諾を要することなく、様々な著作物をより円滑に利用できることとなります。

本制度は、学校の設置者が各分野の権利者団体で構成される指定管理団体に一括して補償金を支払うものですが、令和2年4月20日に、指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」より、令和2年度に限り補償金額を特例的に無償とする旨の認可申請が行われました。

文化審議会による審議を経て、本日24日付けで文化庁長官により令和2年度の補償金額を無償とする旨の認可が行われました。これにより、令和2年4月28日から、令和2年度に限り補償金額を特例的に無償として、本制度が施行されることとなります。

(後略)

※令和2年4月24日文化庁報道発表資料より

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2020042401_01.pdf

学生の学習に係る通信環境の確保

- 4月3日、総務省より通信事業者に対し、学生の通信料負担の軽減を要請
- 同日、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが期間限定でデータ通信料の一部無償化を発表


令和2年4月3日

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う学生等の学習に係る通信環境の確保に関する要請

総務省は、本日、電気通信事業者関連4団体に対して、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う学生等の学習に係る通信環境の確保について要請を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対応し、学生等が自宅等において遠隔授業等を活用して学習をすることが必要となっていますが、学生等の自宅等の通信環境によっては携帯電話の通信容量制限等により学習を行うことが困難な場合も想定されます。

このような状況を踏まえ、総務省では、電気通信事業者関連4団体((一社)テレコムサービス協会、(一社)電気通信事業者協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟及び(一社)日本インターネットプロバイダー協会)に対し、各団体の会員各社において、学生等が自宅等において遠隔授業等を活用して学習するための通信環境の確保に関し、携帯電話の通信容量制限等について、柔軟な措置を講ずること、及びその講ずることとした措置について、利用者等に対し広く周知するとともに、インターネットの適切な利用についての啓発を更に強化するよう努めることについて要請を行いました。

各団体への要請の内容は、[別添](#)  を御覧ください。

※令和2年4月3日総務省報道発表資料より、赤字追記

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000630.html

学生の学習に係る通信環境の確保

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う学生等の学習に係る通信環境の確保に関する取組状況 (令和2年5月19日時点)

項番	事業者名	キャリア名	期間	容量	対象年齢
1	株式会社ウィルコム沖縄	ソフトバンク、ワイモバイル	4/3～6/30	50GB/月 テザリングオプションの利用料金を無償化	25歳以下
2	NTTコミュニケーションズ株式会社	OCN モバイル ONE	4/9～5/31	10GB/月	25歳以下
3	株式会社NTTドコモ	NTTdocomo	4/1～6/30	50GB/月	25歳以下
4	大分ケーブルテレコム株式会社	J:COM MOBILE	4/1～6/30	30GB/月	25歳以下
5	沖縄セルラー電話株式会社	au	4/1～6/30	50GB/月 テザリングオプション利用料を無償化	25歳以下
6	株式会社オプテージ	mineo (マイネオ)	4/1～5/31	10GB/月	25歳以下
7	KDDI株式会社	au	4/1～6/30	50GB/月 テザリングオプション利用料を無償化	25歳以下
8	株式会社ケーブルネット下関	J:COM MOBILE	4/1～6/30	30GB/月	25歳以下
9	株式会社ジェイコムウエスト	J:COM MOBILE	4/1～6/30	30GB/月	25歳以下
10	株式会社ジェイコム九州	J:COM MOBILE	4/1～6/30	30GB/月	25歳以下
11	株式会社ジェイコム埼玉・東日本	J:COM MOBILE	4/1～6/30	30GB/月	25歳以下
12	株式会社ジェイコム札幌	J:COM MOBILE	4/1～6/30	30GB/月	25歳以下
13	株式会社ジェイコム湘南・神奈川	J:COM MOBILE	4/1～6/30	30GB/月	25歳以下
14	株式会社ジェイコム千葉	J:COM MOBILE	4/1～6/30	30GB/月	25歳以下
15	株式会社ジェイコム東京	J:COM MOBILE	4/1～6/30	30GB/月	25歳以下
16	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	nuroモバイル	4/13～7/31まで利用可	20GB (期間)	25歳以下
17	ソフトバンク株式会社	ソフトバンク、ワイモバイル	4/3～6/30	50GB/月 テザリングオプションの利用料金を無償化	25歳以下
18	土浦ケーブルテレビ株式会社	J:COM MOBILE	4/1～6/30	30GB/月	25歳以下
19	ニフティ株式会社	NifMo	5/1～8/31	50GB/月	全契約者
20	ビッグロブ株式会社	BIGLOBEモバイル	4/1～5/31	20GB/月	25歳以下
21	UQコミュニケーションズ株式会社	UQ mobile	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下
22	Y.U-mobile株式会社	y.u mobile	4/9～5/31	25GB (期間)	25歳以下
22	横浜ケーブルビジョン株式会社	J:COM MOBILE	4/1～6/30	30GB/月	25歳以下
23	LINEモバイル株式会社	LINEモバイル	4/1～4/30	10GB/月	25歳以下
24	インターネットイニシアティブ	IIIミオモバイル	4/1～5/31	30GB/月	25歳以下

学生の学習に係る通信環境の確保

- 総務省、通信事業者の発表を踏まえ、4月6日、文部科学省は大学・高等専門学校に対し、大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境の配慮等について通知。

1. 学生の通信環境等への配慮等について

- (1) 遠隔授業の実施に当たっては、必要に応じて事前のアンケート調査により学生の情報通信機器の保有状況等を把握し、適切な遠隔授業の実施方法を検討するなど、学生の通信環境に十分配慮することが重要です。その上で、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材等を用いたオンデマンド型の遠隔授業等の実施方法が考えられるところ、授業の実施形態により必要な通信量は多様であることから、学生の通信環境や学内・地域の通信量等を踏まえつつ、これらの授業方法の組合せ又は面接授業との組合せや、画質調整等によるオンライン教材の低容量化、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、各大学等の状況に応じた取組の工夫をお願いします。

なお、同時双方向型の遠隔授業を実施する場合、当該授業の全時間帯について同時双方向の状態を保つことは法令上求められていないことから、例えば、90分授業の最初と最後においてテレビ会議システム等を通じた講義を実施し、その途中においては、電子メールや掲示板等による質疑応答等を行いつつ、スライド資料等の教材を用いて、授業中に課すものに相当する学修を各自行わせるといった方法も考えられます。

学生の学習に係る通信環境の確保

- 総務省、通信事業者の発表を踏まえ、4月6日、文部科学省は大学・高等専門学校に対し、大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境の配慮等について通知。

(2) 十分な通信環境を持たない学生に対しては、地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度にもよりますが、大学等の教室やPCルームを開放する、PCやルータ等を貸与する等の方法により対応することが考えられます。教室やPCルーム等を開放する場合には、4月1日付高等教育局長通知「大学等における臨時休業の実施に係る考え方等について」等を参照の上、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意ください。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた通信サービスについて

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、学生が自宅等において遠隔授業等を活用して学習を行うための通信環境の確保に関し、総務省から電気通信事業者関係団体に4月3日付で要請が行われ、それを受け、複数の電気通信事業者においては、携帯電話の通信容量制限等について特別な通信サービスの提供を公表しているところ、学生が遠隔授業の受講に当たってこうしたサービスを活用することが想定されます。

当該サービスは、各電気通信事業者において、教育の重要性への御理解の下、大学等の遠隔授業における学生の通信環境の確保等のため特別に配慮いただいたものであるため、各大学等においては、当該サービスの趣旨について、HPへの掲載や学生へのメール連絡等により学生に理解させるとともに、学習目的での利用に限るよう周知徹底する等の取組をお願いします。

学生の学習に係る通信環境の確保

「データダイエットへの協力のお願い：遠隔授業を主催される先生方へ」

1

オンライン授業は通信量（データ量）が極力小さくなるように。



遠隔授業
心得

データ
ダイエツト

2

空いた通信回線容量は必要となる教育や障がい者への合理的配慮等必須の分野に。



小学校低学年など
Face-to-Faceが必要な教育

障がいのある人への
合理的配慮など

情報通信回線は全国民が共有する有限の資源です。通信量が情報通信回線の限界を超えるとすべての利用者が大きな影響を受けます。1600万人の生徒・学生が、この世界的な災禍の中でも十分な学習ができるように、「データダイエット」に協力しましょう。

学生の学習に係る通信環境の確保

「データダイエットへの協力のお願い：遠隔授業を主催される先生方へ」

1 不要なカメラはオフにしましょう

データ **遠隔授業心得** ダイエット

通信量に配慮した授業の実施・設計手法
五カ条

5 学生の主体的な学びにネットは必ずしも必要ではありません

主体的な学びの時間

2 映像は資料提示を中心にしましょう

カメラ映像+音声
約90分で
300MB
の通信量

資料共有+音声
約90分でほしい
120MB
の通信量

3 授業の全てをライブにする必要はありません

双方向? 一方向? ワーク?

組み合わせて授業設計

4 ネットワークが空いている時間帯を有効に活用しましょう

今の状況、昼間にもトラフィックが伸びている

0:00 12:00 24:00

ダウンロード

「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」

- **主催：国立情報学研究所（NII）大学の情報環境のあり方検討会**
- 令和2年3月24日付、文部科学省高等教育局長通知「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」を受け、**遠隔授業等の準備状況に関する情報を出来る限り多くの大学間で共有することを目的**に、大学等関係者が現状の取組や課題等を発表するシンポジウムを開催
- **オンライン会議形式**。後日、国立情報学研究所ホームページ※にて、映像及び資料を掲載。**参加者は、2,000名を超える回も。**

● 開催経過

2020年3月26日	第1回	オンライン開催
2020年4月 3日	第2回	オンライン開催
2020年4月10日	第3回	オンライン開催
2020年4月17日	第4回	オンライン開催
2020年4月24日	第5回	オンライン開催
2020年5月 1日	第6回	オンライン開催
2020年5月 8日	第7回	オンライン開催
2020年5月15日	第8回	オンライン開催

● これまでの発表大学等（5月15日時点）

・北海道大学	・愛媛大学	・北京大学	・総務省
・室蘭工業大学	・九州大学	・苫小牧高専	・文部科学省
・東北大学	・熊本大学	・町田高校	・文化庁
・群馬大学	・神田外語大学	・川崎北高校	・経済産業省
・東京大学	・慶應義塾大学	・日出学園高校・中学	
・電気通信大学	・東京医療保健大学	・早稲田大学高等学院	
・新潟大学	・東邦大学	・青山学院中等部	
・名古屋大学	・日本体育大学	・国立情報学研究所	
・滋賀大学	・早稲田大学	・国立教育政策研究所	
・京都大学	・星槎大学	・一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会	
・大阪大学	・藤田医科大学		
・大阪教育大学	・立命館大学		
・徳島大学	・大阪工業大学		

※国立情報学研究所ホームページ（詳細案内）

URL <https://www.nii.ac.jp/event/other/decs/>



Digitization と Digitalization

Digitization (デジタイゼーション)

アナログ信号のデジタル化
業務効率化 (IT化/システム化)

例) デジタル放送

- ・業務効率化
- ・優れたUIの提供

Digitalization (デジタライゼーション)

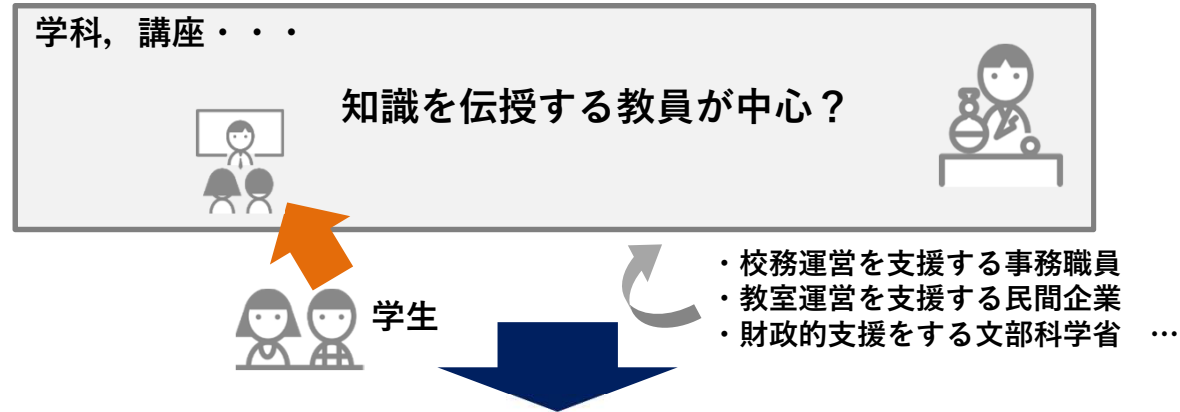
顧客体験が劇的に変化
ビジネスモデル変革

例) ストリーミングサービス

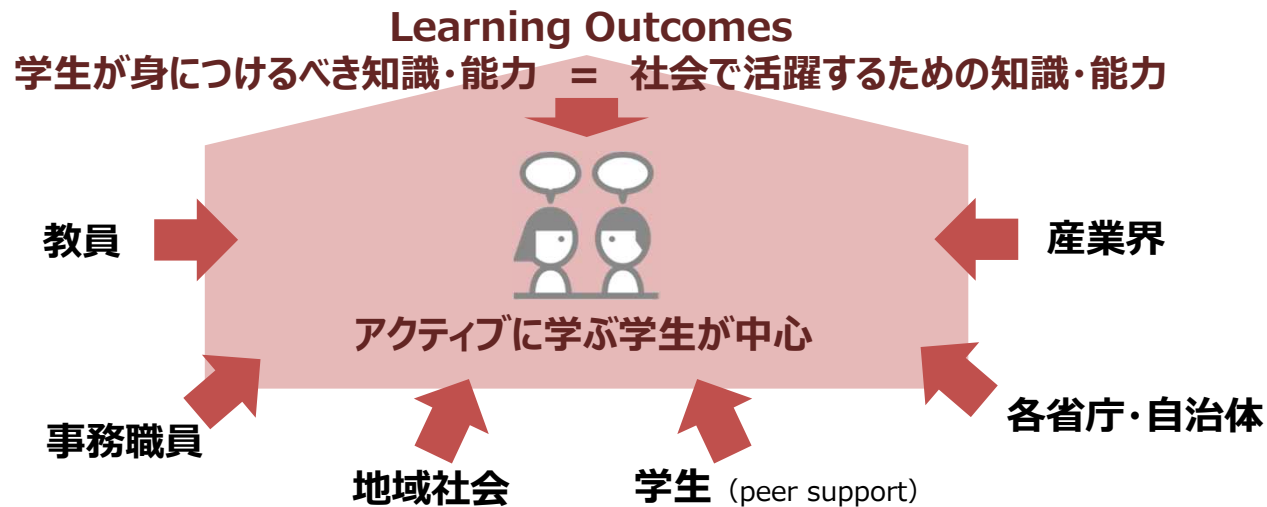
- ・顧客体験の変化
 - ⇒人々の生活が変わる
- ・顧客接点において、フィジカルなサービスの前にデジタルが先に来る時代に。

大学教育のデジタルイノベーションへ

(旧来) 教員の研究による知識を伝授することが目的 ⇒ 教員組織中心の大学教育？



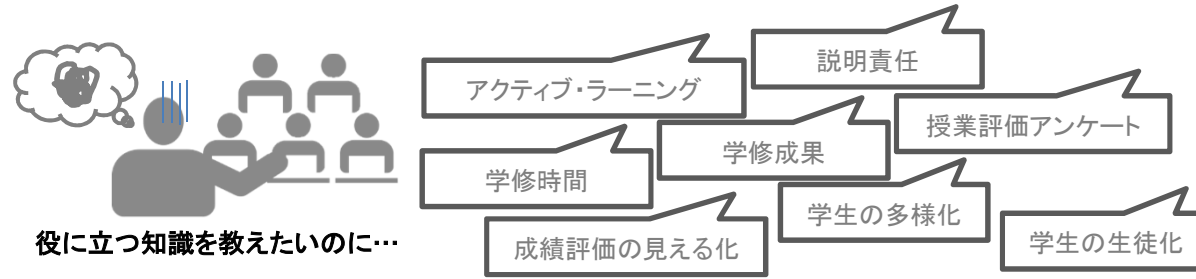
学修者本位の大学教育 (Student-centered Education) へ ^{*)}



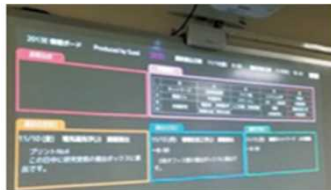
*) 『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)』中央教育審議会, 2018

大学教育のデジタルイゼーションへ

授業の価値の最大化（デジタルイゼーション Digitalization）

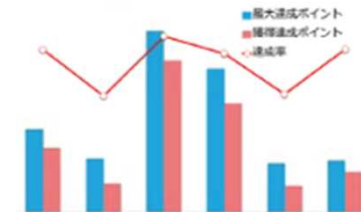


デジタル技術を活用し、教員の強みを最大限に引き出す



デジタルイゼーション（Digitalization）

効率化を行うデジタル化（デジタイゼーション Digitization）とは異なり、デジタル技術を活用して**新たな利益や価値を生み出す機会を創出**すること



学生の主体的で深い学び × 学生ならではの感性・アイデア ⇒ イノベーション

“STEAM”への転換，プロダクトを創出する授業，社会的価値の最大化

「単位の実質化」，「質的転換」，「質保証」を超えて，社会的に価値がある授業への転換

+ 研究時間の増加，働き方改革 etc

ま と め

- **ピンチをチャンスに。** 文部科学省は、**Withコロナ／Beyondコロナ時代の大学・高専の遠隔授業の取組みを推進**します。（感染症第2波、第3波への備え）
- **遠隔授業の準備・実施にあたっての課題とその解決策、良好事例などを広く共有することが重要。**もちろん、**失敗事例の共有も。**専門分野ごとのネットワークを活かした取組みを強く期待。
- **大学教育、とりわけ「授業」を見直す契機に。「授業」の価値の最大化。大学教育のデジタルイゼーションを。**
 - 学生はdigital native。Z世代。デジタル端末をとおして知識を吸収することに慣れ。
 - では、「授業」をとおして、どのような“気づき”を学生に与えたいのか？
 - デジタル（サイバー）の良さ、アナログ（フィジカル）の良さ、を上手に用いた授業へ変革を。
 - 大学等において学習履歴データの活用を進める取組みも重要。
- **その際、学生の通信環境や「データダイエット」への配慮、障害のある学生への合理的配慮も忘れずに。**

(参 考 资 料)

新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組①

東京大学

第1回 (3/26) ほか

早期対応と全学的なサポートの充実

- オンライン授業等に関する情報をワンストップで得られるポータルサイト開設 (3/11~)
 - ・学生への支援や説明会などの案内、トラブル等の問合せ、QAなどの情報を一括発信・対応
 - ・先生方の実践例・参考情報をサイトに掲載し、共有
- 講義開始前後のサポート
 - ・学生に対して：履修・受講に関する案内、情報提供、連絡が取れない学生のフォロー・報告、オンライン授業の問題点を報告してもらう、通信環境の支援（端末、ルーターの貸出）
 - ・教職員に対して：週1～2回オンライン授業情報交換会を実施、学生の受講状況を確認・報告してもらう
- 学生の受講環境への配慮（データダイエットの徹底）
 - ・動画は最小限、スライドシェア、pdfダウンロードを利用して音声中心の配信
 - ・講義の録画、要請に応じてリンクを送付
 - ・同時双方向型：カメラオフ、質問時以外のマイクオフ

⇒これら全学をあげた対応によって、東大生が行ったアンケート (UmeeT) では、およそ75%の学生が満足またはある程度満足と回答

愛媛大学

第5回 (4/24)

グループワークの実践

- 同時双方向型（ウェブ会議サービスを使用）
- アイデアソン（グループワーク）を実施
- ZOOMを活用し、全体説明・発表とチーム活動（グループワーク）を切り替えながら実施
- OneDrive、オンライン版PowerPointを活用し、チームで共同作業（複数人で同時編集可能）
 - ・コメント機能を使用し、他チームの学生や教員とのディスカッションを実施
- 教員（複数、学外を含む多地点）は、自由に各チームのセッションに参加し、直接アドバイス
- チームワークを取り入れた教育手法に関する知見・ノウハウを集積
- 複数大学合同型の可能性を実証



3密を避けるため
着座位置をあけた



ハウリング防止のために
ヘッドセットを使用

教員が
別室から
オンラインで
指導

※自宅に遠隔授業を受ける環境が無い学生に対して会場を提供

新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組②

大阪大学

第6回 (5/1)

全学的な支援体制

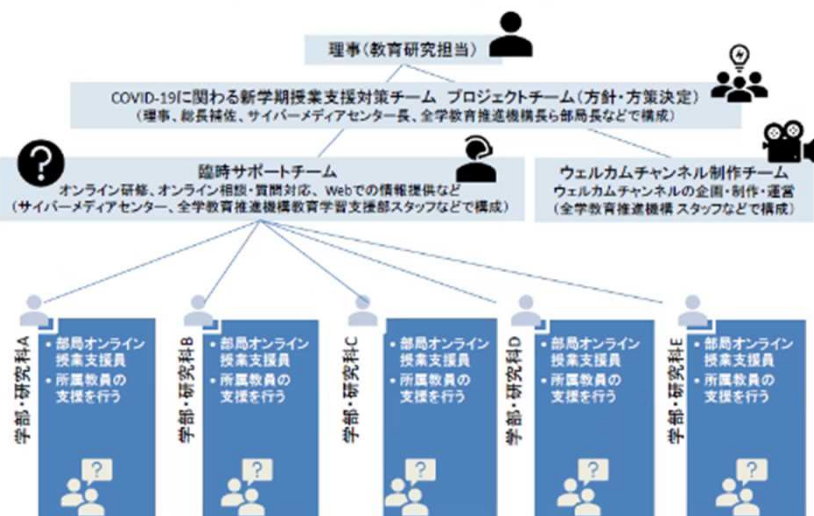


図) 大阪大学におけるCOVID-19に関わるオンライン授業サポート体制

○新入生支援

- 阪大ウェルカムチャンネル（新入生向け動画コンテンツ）の活用や、臨時サポートチームにより、オンライン研修、質問対応など様々な情報提供を実施



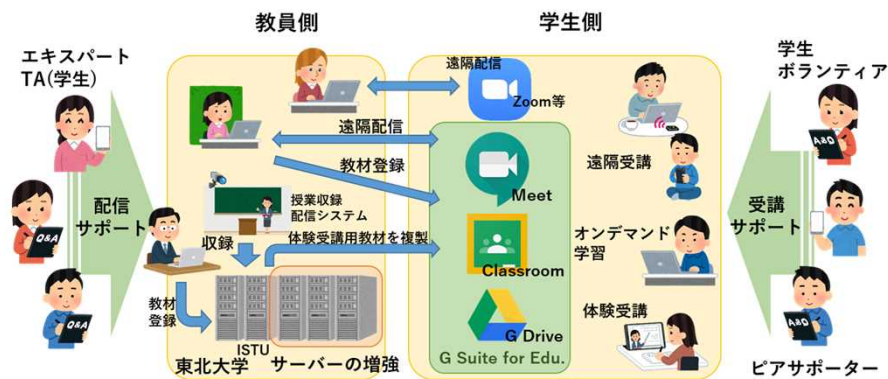
○通信環境支援

- 経済的理由等でネット接続が不可能、あるいは使用可能なネットのデータ総量が著しく少ない学部生・大学院生にモバイル・WiFiルーターを無償で貸与

東北大学

第2,5回 (4/3,24)

教員・職員+学生による全学一体での推進



○ 学生も参画する全学ワンチームでの支援体制

- 遠隔授業TF（プロポスト主導）を中核とした全学推進体制
- ICTに精通した学生エキスパートTAを100名規模で採用
- 学生ピアサポーター(2500人)等による新入生サポートの実施

○ 試行期間 (4/20～) の検証を経て 5/7 正式授業開始

- 4/20 にアクセス集中でサーバー障害発生→システムの増強
- 5/7から約4,000科目の授業を配信中
(学内LMSと外部クラウドによるハイブリッド型)

○ 学生の通信環境への配慮

- 教員のデータダイエットに対する意識向上
- 学生へのWi-Fiルーター無償貸与を300台規模で実施

○ オンライン事務化宣言 (6/1)

- 印鑑の廃止、オンライン相談窓口の拡充

新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組③

名古屋大学

第6回 (5/1)

医学部における取組

- 講義
情報基盤センターが運用するLMS(NUCT)上にアップロードした授業資料を用いた事前学習+リアルタイム型オンライン教育によって学生が適宜質問する**反転授業**を実施。
- 実習
臨床実習はレポート課題を課して単位保証をした上で、**任意でのリアルタイム型オンライン実習**を実施。
解剖実習は秋以降に実施するようカリキュラムを組み替え。
アクティブラーニング型の**オンラインPBL**を実施したところ**学生の討議参加は例年よりも活発**。
- 試験
レポート課題に代替を基本とするが、LMS(NUCT)を使った**オンライン試験**も選択肢に。
- 学生との協働
毎週2~3回、全学年の学生代表と共にオンライン会議を行って、コロナ禍での教育に関する戦略を立案。
- 学内でのFD
医学部内で定期的に**教育取り組み事例の共有と教育ツールの利用方法に関するオンラインFD**を実施。
- 通信環境支援
インターネット環境が脆弱な学生の調査は**記名式アンケート**で行い、最後は**電話掛けで100%の把握率**。

早稲田大学

第7回 (5/8)

規模別によるオンライン授業

- 小規模のゼミ、演習（10人以下）
事前課題（ビデオやテキスト）を提供した上で**同時双方向型**の画面共有、発表、質疑応答、指導等実施。
- 中規模の実習、ワーク（30人程度）
実技・デモビデオ（オンデマンド/リアルタイム）を提供した上で**動画テスト、実技レポート**を実施し、TAや学生同士による評価も取り入れる。
- 大規模のレクチャー中心の講義（50人以上）
レクチャービデオ（オンデマンド）を提供し、**クイズやレポート等**を実施し、TAや学生同士による評価も取り入れる。
⇒**リアルタイム型ビデオ会議は必要最小限で実施**。
(データダイエット等の観点から)

新型コロナウイルス対策としての大学等における遠隔授業の取組④

苫小牧高等専門学校

第5回 (4/24)

高専における取組

- 原則同時双方向型（ウェブ会議サービスを使用）
 - ・学生のカメラ・マイク使用は強制しない
 - ・来日できていない留学生も海外から参加
 - ・オンデマンド教材を利用した同時双方向型が好評
- 学生の通信環境への配慮
 - ・ライブ参加できない学生に、録画や講義資料を提供
- データダイエット
 - ・カメラ（映像）は極力使用せず、資料の共有を活用

日本体育大学

第6回 (5/1)

スポーツ動画像の活用

- 実技の授業の遠隔化
 - ・双方向通信（対面授業と同等の効果）
 - ・受講生の運動を大きな画面で確認する環境の構築
 - ・LMS等の遠隔教育システムも併用しつつ、指導者向けの画像処理等による情報支援
- ⇒スポーツ競技力向上のための映像情報システムとシステム開発から得られたノウハウを含めた知見が遠隔授業にも役立てられる。

九州大学

第4回 (4/17)

障害のある学生への合理的配慮

- 聴覚障害 / 発達障害の場合
 - ・ノートテイク（要約筆記者）の手配（特に同時双方向型）
 - ⇒リアルタイム授業を行う旨の事前周知
 - ⇒ノートテイク（要約筆記者）への事前の資料提供
 - ・話したことを文字化（特にオンデマンド型）
 - ⇒字幕挿入、音声文字変換アプリの使用
 - ⇒講義の説明原稿の提供
- 視覚障害 / 発達障害の場合
 - ・PC読み上げ機能などが使用可能なテキストデータで資料提供
 - ・「ここをみてください」など指示詞のみでの説明をしない
 - ⇒具体的にどこを説明しているか分かるような情報をつける